

利 用 上 の 注 意

- (1) 統計数値は、特に断りのない限り、調査産業計、常用労働者（パートタイム労働者を
含む。）に関するものである。
- (2) 調査産業計については、調査事業所数が少ないため公表を除外した産業も含めて算定
しているので、合計が内訳と必ずしも一致しない。
また、製造業及びサービス業計については、表章外産業（中分類）を含めて算定して
いるので、合計が内訳と必ずしも一致しない。
- (3) 各数値は、表章数値未満を四捨五入しているため、合計が内訳と必ずしも一致しない。
- (4) 就業形態別集計の一般労働者は常用労働者からパートタイム労働者を差し引いたもの
である。
- (5) 前年増減差や前年増減率について、特に断りのないものは、実数による比較である。
- (6) 統計表中に用いる記号
「 0 」表章に達しないものを含む 「 × 」公表しないもの・該当事実がないもの
「 ▲ 」マイナスを示す

- (7) 統計表中の産業名のうち製造業の中分類についての略称

略 称	中 分 類
製 造 業 食 料 品 ・ た ば こ 織 維 木 材 ・ 木 製 品 家 具 ・ 装 備 品 パ ル プ ・ 紙 印 刷 化 学 プ ラ ス チ ッ ク ゴ ム 製 品 窯 業 ・ 土 石 鉄 鋼 非 鉄 金 属 金 属 製 品 は ん 用 機 械 生 産 用 機 械 業 務 用 機 械 電 子 ・ デ バ イ ス 電 気 機 械 情 報 通 信 機 械 輸 送 用 機 械 そ の 他	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業 繊維工業 木材・木製品製造業（家具を除く） 家具・装備品製造業 パルプ・紙・紙加工品製造業 印刷・同関連業 化学工業、石油製品・石炭製品製造業 プラスチック製品製造業 ゴム製品製造業 窯業・土石製品製造業 鉄鋼業 非鉄金属製造業 金属製品製造業 はん用機械器具製造業 生産用機械器具製造業 業務用機械器具製造業 電子部品・デバイス・電子回路製造業 電気機械器具製造業 情報通信機械器具製造業 輸送用機械器具製造業 その他の製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業

- (8) 表章産業の変更について

平成29(2017)年1月分調査結果から、平成25(2013)年10月に改定された日本標準産業分類に基づく新産業分類の集計結果を公表している。

毎月勤労統計調査地方調査における集計産業

集計産業（新産業分類 H25(2013).10～）		
大分類	TL	調査産業計
	C	鉱業、採石業、砂利採取業
	D	建設業
	E	製造業
	F	電気・ガス・熱供給・水道業
	G	情報通信業
	H	運輸業、郵便業
	I	卸売業、小売業
	J	金融業、保険業
	K	不動産業、物品賃貸業
	L	学術研究、専門・技術サービス業
	M	宿泊業、飲食サービス業
	N	生活関連サービス業、娯楽業
	O	教育、学習支援業
	P	医療、福祉
	Q	複合サービス事業
	R	サービス業（他に分類されないもの）
中分類等	E09, 10	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業
	E11	繊維工業
	E12	木材・木製品製造業（家具を除く）
	E13	家具・装備品製造業
	E14	パルプ・紙・紙加工品製造業
	E15	印刷・関連業
	E16, 17	化学工業、石油製品・石炭製品製造業
	E18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）
	E19	ゴム製品製造業
	E21	窯業・土石製品製造業
	E22	鉄鋼業
	E23	非鉄金属製造業
	E24	金属製品製造業
	E25	はん用機械器具製造業
	E26	生産用機械器具製造業
	E27	業務用機械器具製造業
	E28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
	E29	電気機械器具製造業
	E30	情報通信機械器具製造業
	E31	輸送用機械器具製造業
	E32, 20	その他の製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業
	ES1	E一括分1（個別設定）
	ES2	E一括分2（個別設定）
	ES3	E一括分3（個別設定）
	I-1	卸売業（I50～I55）
	I-2	小売業（I56～I61）
	M75	宿泊業
	MS	M一括分（個別設定（M76, 77は必須））
	P83	医療業
	PS	P一括分（個別設定（P84, 85は必須））
	R91	職業紹介・労働者派遣業
	R92	その他の事業サービス業
	RS	R一括分（個別設定（R88-90, 93-95は必須））
特掲区分	TK1	特掲産業1（個別設定）
	TK2	特掲産業2（個別設定）
	TK3	特掲産業3（個別設定）
	TK4	特掲産業4（個別設定）
	TK5	特掲産業5（個別設定）
	TT1	特掲積上げ産業1（個別設定）
	TT2	特掲積上げ産業2（個別設定）